

三重県公文書等管理審査会運営要領

（趣旨）

第1条 この要領は、三重県公文書等管理条例（令和元年三重県条例第25号）第35条に基づき、三重県公文書等管理審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（会議）

第2条 委員長は、審査会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議事その他必要な事項を通知する。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

2 会議は、対面又はウェブ会議システム（インターネット等を通じて、委員の間で相互に映像及び音声の送受信等を行うシステムをいう。）を利用する方法により開催するものとする。

3 前項の規定に関わらず、委員長がやむを得ない事由があると認める場合については、書面（電子メールを含む。）による会議を開催することができる。

4 前項の場合においては、委員長はその結果について次の会議において報告しなければならない。

（会議の公開）

第3条 会議は、公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、非公開とする。

（1）三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号。以下「情報公開条例」という。）

第7条各号に定める非開示情報が含まれる事項について会議を行うとき。

（2）会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生ずると認められるとき。

（会議録）

第4条 会議を開催した場合には、会議録を作成するものとする。

（雑則）

第5条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和7年 月 日から施行する。